

6.参考資料

◇調布市景観条例	77
◇調布市景観条例施行規則	84
◇関係法令の確認	94

平成25年 3 月 27 日
条例第 7 号

調布市景観条例

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 景観計画等の策定等（第 7 条—第 9 条）
- 第 3 章 行為の規制等（第 10 条—第 16 条）
- 第 4 章 景観重要建造物等（第 17 条—第 20 条）
- 第 5 章 表彰及び支援等（第 21 条・第 22 条）
- 第 6 章 調布市景観審議会等（第 23 条—第 33 条）
- 第 7 章 雑則（第 34 条）

附則

私たちのまち調布は、悠久の流れをたたえる多摩川、緑豊かな国分寺崖線など、恵まれた自然の下、活力に満ちた都市空間、落ち着いた風情を感じる街並み、のどかな農の風景などの生活風景と相まって、自然と生活が織り成す魅力的で多彩な景観が広がるまちである。

このまちを愛する先人たちから脈々と受け継いできた景観は、市民共通の財産であり、これからもこれらの良好な景観を備えた魅力的なまちとして、将来の世代に継承していくため、まちづくりの主体者である市、市民及び事業者が、それぞれの役割と責任を自覚して、良好な景観の形成について共に語り、学ぶことにより新たな関係を築きあげていかなければならない。

こうした市、市民及び事業者の連携と協力の下、いつまでも豊かな自然と都市の利便性とが調和した調布らしい景観を愛情と誇りを持って守り、育んでいくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第 2 条に規定する基本理念に立脚し、良好な景観の形成について市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、法に基づく景観計画の策定、行為の規制等について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者が相互に協力し、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進し、もって豊かな自然と都市の利便性とが調和したまちの発展に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内の学校（専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者、市内の土地又は建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。以下同じ。）について権利を有する者、市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）及び市内の土地又は建築物について権利を有する法人等をいう。

- （2） 事業者 市内で事業活動を行うものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成を推進するための施策を総合的に策定し、これを計画的に実施しなければならない。

2 市は、良好な景観の形成を推進するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、公共事業を実施する場合には、良好な景観の形成の推進に関し、先導的な役割を担うよう努めなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、市民及び事業者の意識を深めるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市、他の市民及び事業者と相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、自らの事業活動が良好な景観の形成に重要な役割を果たすことを認識し、事業活動を通じて積極的に良好な景観の形成に努めるとともに、市、市民及び他の事業者と相互に協力して良好な景観の形成を推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（東京都及び隣接区市との協議）

第6条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めたときは、その必要な限度において、東京都知事又は市の区域に隣接する区域の区市の長（以下「東京都知事等」という。）に対して協議を求めるものとする。

2 市長は、東京都知事等から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定する協議をするときは、調布市景観審議会の意見を聴くことができる。

第2章 景観計画等の策定等

（景観基本計画の策定等）

第7条 市長は、市における良好な景観の形成を推進するための基本的な指針を明らかにした計画（以下「景観基本計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、景観基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、景観基本計画を定めようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 前2項の規定は、景観基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観計画の策定等）

第8条 市長は、地域の特性を生かした良好な景観の形成を推進するため、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

2 前条第2項から第4項までの規定は、景観計画について準用する。

（景観形成重点地区等の指定等）

第9条 市長は、景観計画において、法第8条第2項第1号に規定する景観計画

区域（以下「景観計画区域」という。）内に、良好な景観の形成に特に重点的に取り組む地区として、景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）を定めることができる。

2 市長は、前項に規定するもののほか、地形、地物等の地理的条件、土地利用の状況、景観上の特性等を勘案し、良好な景観の形成の推進を図る地区として、景観形成推進地区（以下「推進地区」という。）を定めることができる。

3 法第8条第2項第2号に掲げる良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（以下「行為の制限に関する事項」という。）は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

第3章 行為の規制等

（届出対象行為等）

第10条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

（1）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

（2）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積

3 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

（1）仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（2）農業を営むために行う土地の形質の変更

（3）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積で、次に掲げるもの

ア 農業を営むために行うもの

イ 堆積の期間が30日を超えて継続しないもの

（4）法以外の法令等の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講ぜられるものとして規則で定めるもの

（5）法第16条第1項各号に掲げる行為（同項第2号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物（建築物を除く。以下同じ。）に係る行為に限る。）で、規則で定める規模以下のもの

4 前項第5号に規定する規則で定める工作物及び規則で定める規模は、重点地区及び推進地区ごとに定めることができるものとする。

（特定届出対象行為）

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げるところによる。

（1）建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（2）工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

（事前協議等）

第12条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者は、規則

で定めるところにより、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議があったときは、景観計画に基づき、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

3 市長は、前項に規定する指導又は助言をしようとするときは、調布市景観審議会又は調布市景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

4 市長は、必要があると認めたときは、第1項に規定する協議をした者に対し、当該協議に関して必要な報告を求めることができる。

(指導)

第13条 市長は、景観計画において行為の制限に関する事項を定めたときは、当該事項に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該事項に適合させるため、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(勧告等)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告(次項、第3項及び第24条において「勧告」という。)をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えなければならない。

4 市長は、第2項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(変更命令等の手続)

第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(行為完了の報告)

第16条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

第4章 景観重要建造物等

(景観重要建造物の指定等)

第17条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定

(2) 法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の増築等に係る許可

(3) 法第26条の規定による景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除
(法第19条第3項に規定する建造物に該当するに至ったときを除く。)

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定めるもの
(景観重要樹木の指定等)

第19条 市長は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定

(2) 法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の伐採又は移植の許可

(3) 法第34条の規定による景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告

(4) 法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除（法第28条第3項に規定する樹木に該当するに至ったときを除く。）

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、規則で定めるところにより、告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第20条 法第33条第2項に規定する管理の方法の基準は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な管理を行うこと。

(2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第5章 表彰及び支援等

(表彰)

第21条 市長は、良好な景観の形成に寄与していると認めた者又は団体を表彰することができる。

2 前項の規定により表彰するときは、あらかじめ調布市景観審議会の意見を聴くものとする。

(支援等)

第22条 市長は、市内において良好な景観の形成に寄与すると認めた活動を行う者又は団体に対し、当該活動のために必要な支援を行い、又は当該活動に要する費用の一部を助成することができる。

第6章 調布市景観審議会等

(調布市景観審議会)

第23条 良好な景観の形成を推進するため、市長の附属機関として、調布市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第24条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

(1) 第6条第1項及び第2項に規定する協議に係る事項

(2) 第7条第1項及び第4項の規定による景観基本計画の策定及び変更に係る事項

(3) 第8条の規定による景観計画の策定及び変更に係る事項

(4) 第12条第2項に規定する指導又は助言に係る事項

(5) 勧告及び第14条第2項の規定による公表に係る事項

(6) 法第17条第1項又は第5項に規定する必要な措置に係る事項

- (7) 第17条第1項及び第19条第1項に規定する行為に係る事項
 - (8) 第21条第1項の規定による表彰に係る事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が良好な景観の形成を推進するために必要と認める事項
- (組織)

第25条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員（以下「審議会委員」という。）10人以内をもって組織する。

- (1) 市民 2人以内
 - (2) 学識経験者 5人以内
 - (3) 市内で活動する市民団体又は関係団体が推薦する者 3人以内
- (審議会委員の任期)

第26条 審議会委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠審議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第27条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、審議会委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する審議会委員が、その職務を代理する。

(招集)

第28条 審議会は、会長が招集する。

(議事)

第29条 審議会の会議は、審議会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 審議会の議事は、出席した審議会委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第30条 会長は、審議会の運営上必要があると認めたときは、審議会委員以外の者を審議会に出席させ、その意見を聴き、又は審議会委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第31条 市長は、第24条第4号から第6号までに掲げる事項その他専門的事項を調査審議させるため、審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第25条第2号に掲げる学識経験者である審議会委員のうちから市長が指名する審議会委員5人以内及び必要に応じて学識経験者その他専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する者2人以内をもって組織する。
- 3 前項に規定する審議会委員及び市長が委嘱する者（以下「部会委員」という。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠部会委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 専門部会に部会長を置く。
- 5 部会長は、部会委員が互選する。
- 6 部会長は、部務を掌理する。
- 7 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会委員が、その職務を代理する。
- 8 専門部会は、部会長が招集する。
- 9 専門部会の会議は、部会委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

い。

10 専門部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

11 専門部会は、第24条第4号から第6号までに掲げる事項については、専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

12 部会長は、専門部会の運営上必要があると認めたときは、部会委員以外の者を専門部会に出席させ、その意見を聴き、又は部会委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(調布市景観アドバイザー)

第33条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、調布市景観アドバイザーを置くことができる。

第7章 雑則

(委任)

第34条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年4月規則第58号で、同25年6月1日から施行。ただし第12条の規定を除く。)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている景観基本計画は、この条例の規定により策定された景観基本計画とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行日以後にこの条例の規定により最初に市が策定する景観計画の効力が生ずる日の前日までの間は、東京都が策定している景観計画（市の区域に係る部分に限る。）を市が策定する景観計画とみなす。

4 施行日前に東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第10条第1項の規定により東京都知事に対してされた届出（市の区域に係るものに限る。）は、第10条第1項の規定により市長に対してされた届出とみなす。

調布市規則第59号

調布市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び調布市景観条例（平成25年調布市条例第7号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法、省令及び条例の例による。

(景観基本計画の変更に係る軽微な変更)

第3条 条例第7条第4項に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 良好な景観の形成に関する方針の変更
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更
- #### (景観計画の変更に係る軽微な変更)

第4条 条例第8条第2項において準用する条例第7条第4項に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項の変更
- #### (届出書及び添付書類等)

第5条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の届出書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 前項の規定による届出は、別表第1左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表中欄に掲げる手続に相当する手続に係る同表右欄に掲げる届出日（2以上の手続を行う場合には、当該手続のうち最初に到来する届出日）までに行わなければならない。

3 第1項に規定する届出書には、省令第1条第2項に規定する図書のほか、景観計画で定める法第8条第4項第2号に規定する制限に対する措置の状況を記載した書類を添付しなければならない。

4 省令第1条第2項第1号ニに掲げる立面図にあつては、建築物又は工作物の外観の全てを表示する面数の立面図で、日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度の3属性の値を表示したものとする。

5 条例第10条第2項各号に掲げる行為に係る届出は、次の各号に掲げる図書を添付して行わなければならない。ただし、行為の規模が大きい場合、第1号及び第3号に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に代えることができる。

- (1) 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 設計図、造成計画図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの

6 第3項及び前項の規定にかかわらず、市長は、第3項に規定する書類及び前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めたときは、これを省略させることができる。

(変更の届出書)

第6条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（第2号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(適用除外)

第7条 条例第10条第3項第4号に規定する規則で定める行為は、東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第24条に規定する許可を要する行為とする。

2 条例第10条第3項第5号に規定する規則で定める工作物は、次の各号に掲げる工作物とする。

- (1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「基準令」という。）第138条第1項各号、第2項各号並びに第3項第1号及び第2号に規定する工作物
- (2) 墓園（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設であるものに限る。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 条例第10条第3項第5号に規定する規則で定める規模は、別表第2左欄に掲げる届出対象行為の種類ごとに、同表中欄に掲げる景観計画に定められた地区及び地域の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる届出を要しない行為の規模とする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第8条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。

（2以上の地区及び地域にわたる場合の取扱い）

第9条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為を行う土地の区域（以下「届出区域」という。）が次の各号に掲げる地区及び景観計画区域のうち当該地区以外の区域（以下「一般地域」という。）の2以上にわたる場合は、当該届出における当該土地は、その全域が当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める地区にあるものとみなす。

- (1) 当該土地に重点地区（深大寺通り周辺地区に限る。）が含まれる場合 当該重点地区
- (2) 当該土地に重点地区が含まれる場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該重点地区
- (3) 当該土地に推進地区が含まれる場合（前2号に掲げる場合を除く。） 推進地区

2 届出区域が各重点地区（深大寺通り周辺地区又は国分寺崖線地区をいう。以下同じ。）、各推進地区（水、道、駅又は農の推進地区をいう。以下同じ。）及び一般地域の2以上にわたる場合は、当該土地に含まれる各重点地区、各推進地区及び一般地域の全ての景観形成の方針及び基準（景観計画に定める景観形成の方針及び基準をいう。）を当該土地の全域に適用する。

（事前協議）

第10条 条例第12条第1項に規定する届出をしようとする者のうち、同項の規定による協議を行わなければならないものは、次の各号に掲げる行為をしようとする者とする。

- (1) 開発区域（都市計画法第4条第13項に規定する開発区域をいう。以下同じ。）の面積が500平方メートル以上の開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。）
- (2) 次のいずれかに該当する建築物の新築、増築、改築又は移転
 - ア 基準令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さ（建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3メートルを超える場合における当該建築物の高さの算定の際の地盤面は、その高低差3メートル以内ごとの平均の高さのうち、最も低いものにおける水平面とする。以下「建築物の高さ」という。）が10メートルを超える建築物（一戸建ての住宅を除く。）
 - イ 階数（基準令第2条第1項第8号に掲げる階数をいう。）が地上4階建て以上の建築物
 - ウ 基準令第2条第1項第4号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）が1,500平方メートル以上の建築物

2 条例第12条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議書（第4号様式）を提出して行わなければならない。ただし、法第16条第2項の規定による届出に係る協議については、市長が必要と認める場合を除き、事前協議書の提出を省略することができる。

3 前項の事前協議書は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の日の30日前、街づくり条例第21条第1項に規定する開発事業事前協議書を提出する日、又は条例第12条第2項の規定による市長の指導又は助言があった際に法第16条第1項各号に掲げる行為の内容を変更するこ

とが可能な日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

4 第2項の事前協議書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(勧告)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告(次条において「勧告」という。)は、勧告書(第5号様式)により行うものとする。

(公表)

第12条 条例第14条第2項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について掲示場への掲示その他の広く市民に周知する方法により行うものとする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 勧告を受けた者の住所(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)
- (3) 勧告の内容及び正当な理由なく勧告に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第14条第3項に規定する意見を述べ、及び証拠を提示する機会を与えるときは、当該機会を与える者に対し、公表通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(変更命令及び原状回復等命令)

第13条 法第17条第1項の規定による命令は、変更命令書(第7号様式)により行うものとする。

2 法第17条第5項の規定による命令は、原状回復等命令書(第8号様式)により行うものとする。

(期間の延長)

第14条 法第17条第4項後段の規定による通知は、期間延長通知書(第9号様式)により行うものとする。

(行為完了の報告)

第15条 条例第16条の規定による報告は、景観計画区域内における行為の完了等報告書(第10号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 当該報告書に係る行為が完了した後の状況を示す写真
- (2) 撮影位置及び方向を図示した図面

(景観重要建造物の指定の提案)

第16条 法第20条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要建造物指定提案書(第11号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(景観重要建造物の非指定の通知)

第17条 法第20条第3項の規定による通知は、景観重要建造物非指定通知書(第12号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の通知)

第18条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書(第13号様式)に縮尺2,500分の1以上の省令第8条第1項第6号に掲げる事項を示す図面を添付して行うものとする。

(景観重要建造物の指定の告示)

第19条 条例第17条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定又は解除の年月日
- (3) 景観重要建造物の名称
- (4) 景観重要建造物の所在地
- (5) 指定の理由となった外観の特徴又は解除の理由
- (6) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲

(景観重要建造物の標識)

第20条 法第21条第2項に規定する標識には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定の年月日
- (3) 景観重要建造物の名称

2 市長は、法第21条第2項に規定する標識を設置するときは、あらかじめ景観重要建造物の所有者と当該標識の設置場所について協議のうえ、公衆の見やすい場所に当該標識を設置するものとする。

(景観重要建造物の現状変更許可の申請等)

第21条 法第22条第1項本文に規定する景観重要建造物の増築等に係る許可の申請は、当該増築等に着手しようとする日の60日前までに景観重要建造物現状変更許可申請書（第14号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し、許可をしたときは景観重要建造物現状変更許可通知書（第15号様式）により、許可をしないときは景観重要建造物現状変更不許可通知書（第16号様式）により通知するものとする。

(景観重要建造物の原状回復等命令)

第22条 法第23条第1項の規定による命令は、景観重要建造物原状回復等命令書（第17号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第23条 条例第18条第4号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要建造物が滅失し、又は毀損するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は毀損を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告)

第24条 法第26条の規定による命令は、景観重要建造物の管理に関する命令書（第18号様式）により行うものとする。

2 法第26条の規定による勧告は、景観重要建造物の管理に関する勧告書（第19号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物の指定の解除)

第25条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定解除通知書（第20号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の提案)

第26条 法第29条第1項及び第2項の規定による提案は、景観重要樹木指定提案書（第21号様式）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(景観重要樹木の非指定の通知)

第27条 法第29条第3項の規定による通知は、景観重要樹木非指定通知書（第22号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の通知)

第28条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（第23号様式）により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の告示)

第29条 条例第19条第2項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定又は解除の年月日
- (3) 景観重要樹木の樹種
- (4) 景観重要樹木の所在地
- (5) 指定の理由となった樹容の特徴又は解除の理由

(景観重要樹木の標識)

第30条 法第30条第2項に規定する標識には、次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定の年月日
- (3) 景観重要樹木の樹種

2 市長は、法第30条第2項に規定する標識を設置するときは、あらかじめ景観重要樹木の所有者と当該標識の設置場所について協議のうえ、公衆の見やすい場所に当該標識を設置するものとする。

(景観重要樹木の現状変更許可の申請等)

第31条 法第31条第1項本文に規定する景観重要樹木の伐採又は移植の許可の申請は、当該伐採又は移植に着手しようとする日の60日前までに景観重要樹木現状変更許可申請書(第24号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、許可の可否を決定し、許可をしたときは景観重要樹木現状変更許可通知書(第25号様式)により、許可をしないときは景観重要樹木現状変更不許可通知書(第26号様式)により通知するものとする。

(景観重要樹木の原状回復等命令)

第32条 法第32条第1項において読み替えて準用する法第23条第1項の規定による命令は、景観重要樹木原状回復等命令書(第27号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第33条 条例第20条第3号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 景観重要樹木が滅失し、又は枯死するおそれがあるときは、直ちに市長と協議して当該景観重要樹木の滅失又は枯死を防ぐ措置を講ずること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告)

第34条 法第34条の規定による命令は、景観重要樹木の管理に関する命令書(第28号様式)により行うものとする。

2 法第34条の規定による勧告は、景観重要樹木の管理に関する勧告書(第29号様式)により行うものとする。

(景観重要樹木の指定の解除)

第35条 法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定解除通知書(第30号様式)により行うものとする。

(所有者の変更の場合の届出)

第36条 法第43条の規定による届出は、景観重要建築物等所有者変更届出書(第31号様式)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(景観協定)

第37条 法第81条第4項及び法第90条第1項に規定する認可(以下「協定認可」という。)の申請は、景観協定認可申請書(第32号様式)に次に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

- (1) 景観協定に係る協定書の写し
- (2) 景観協定の目的となる土地の区域(以下「景観協定区域」という。)の位置及び範囲を示す図面
- (3) 土地所有者等の全員が景観協定の締結に合意していることを証する書類
- (4) 土地所有者等の全員の氏名及び住所、当該土地所有者等の有する権利の種類並びに景観協定区域内の土地の地目及び地積を示す書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、協定認可をしたときは景観協定認可通知書(第33号様式)により、協定認可をしない

ときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(景観協定変更認可申請等)

第38条 法第84条第1項に規定する認可（以下「変更認可」という。）の申請は、景観協定変更認可申請書(第34号様式)に前条第1項各号に掲げる書類を添付して、行わなければならない。

2 市長は、変更認可をしたときは景観協定変更認可通知書(第35号様式)により、変更認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(景観協定廃止認可申請等)

第39条 法第88条第1項に規定する認可（以下「廃止認可」という。）の申請は、景観協定廃止認可申請書(第36号様式)に土地所有者等の過半数が廃止に合意していることを証する書類を添付して、行わなければならない。

2 市長は、廃止認可をしたときは景観協定廃止認可通知書(第37号様式)により、廃止認可をしないときはその旨を記載した文書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(審議会の公開)

第40条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、会長が必要と認めたときは、これを非公開とすることができる。

(審議会の議事録)

第41条 会長は、審議会の議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 審議会の議事録は、公開する。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

(準用)

第42条 前2条の規定は、条例第31条第1項に規定する専門部会について準用する。この場合において、第40条ただし書、前条第1項及び同条第2項ただし書中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(公印)

第43条 審議会の公印の名称、書体、寸法、材質、用途、個数及びひな型は、別表第3に定めるところによる。

2 前項に規定する公印は、都市整備部都市計画課長が管守する。

(雑則)

第44条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成26年2月20日規則第3号）

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の調布市景観条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条から第7条まで及び第9条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の届出に係るものについて適用し、同日前の届出に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の規則第5条から第7条まで及び第9条の規定は、この規則による改正前の調布市景観条例施行規則第8条に規定する行為に該当する行為で、改正後の規則第7条に規定する行為に該当しないものの届出に係るものにあつては、施行日において、改正後の規則第5条第2項に規定する届出日の期限（以下「届出期限」という。）が経過していないものについて適用し、届出期限が経過しているものについては、なお従前の例による。

4 調布市景観条例(平成25年調布市条例第7号)第12条第1項の規定により事前協議を行う際、改正後の規則第10条第3項の規定により事前協議を行わなければならないとされた期限が施行

日において既に経過している場合にあつては、同項の規定にかかわらず、届出期限前に事前協議を行うものとする。

附 則（平成26年6月10日規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年10月29日規則第64号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月14日規則第89号）

この規則は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の調布市景観条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第10条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の協議について適用し、同日前の協議については、なお従前の例による。

3 調布市景観条例（平成25年調布市条例第7号）第12条第1項の規定により事前協議を行う際、改正後の規則第10条第3項の規定により事前協議を行わなければならないとされた期限が施行日において既に経過している場合にあつては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

届出対象行為の種類	手続		届出日
法第16条第1項第1号の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築基準法（昭和25年法律第201号）	第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認申請	申請の日の30日前
		第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
		第20条第1号の規定による構造方法の認定の申請	申請の日
		第43条第1項ただし書その他の規定による特定行政庁の許可の申請	申請の日の30日前
		第44条第1項第3号その他の規定による特定行政庁の認定の申請	申請の日の30日前
		第58条の規定による都市計画で定めた基準の許可の申請	申請の日の30日前
		第68条の26第3項又は第6項の規定による評価の申請	申請の日
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	第17条第1項の計画の認定の申請	申請の日の30日前
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）	第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請	申請の日の30日前
	環境影響評価法（平成9年法律第81号）	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
法第16条第1項第2号の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	行為の着手		着手する日の30日前
	建築基準法	第88条第1項又は第2項において準用する同法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による工作物確認申請	申請の日の30日前
		第88条第1項又は第2項において準用する同法第18条第2項の規定による計画通知	通知の日の30日前
	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請（都市計画法第4条第11項に規定する特定	申請の日

		工作物又は基準令第138条第1項第5号に掲げる擁壁（以下「特定擁壁」という。）に係るものに限る。）	
	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	第8条第1項その他の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請（特定擁壁に係るものに限る。）	申請の日
		第11条の規定による宅地造成に関する工事の協議（特定擁壁に係るものに限る。）	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前
法第16条第1項第3号の都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画法	第29条その他の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条の2第1項の規定による開発行為の協議	協議の日
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第10条第2項第1号の土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	鉱業法（昭和25年法律第289号）	第63条第2項の規定による施業案の認可の申請	申請の日
	採石法（昭和25年法律第291号）	第33条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	森林法（昭和26年法律第249号）	第10条の2第1項の規定による開発行為の許可の申請	申請の日
		第34条第2項の規定による保安林内の立木の伐採等の許可の申請	申請の日
	宅地造成等規制法	第8条第1項その他の規定による宅地造成に関する工事の許可の申請	申請の日
		第11条の規定による宅地造成に関する工事の協議	協議の日
	河川法（昭和39年法律第167号）	第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可の申請	申請の日
		第26条第1項の規定による河川区域内の土地等における工作物の新築等の許可の申請	申請の日
		第27条第1項の規定による河川区域内の土地の形状の変更等の許可	申請の日

		の申請	
		第55条第1項の規定による河川保全区域内の土地の形状の変更等の許可の申請	申請の日
	砂利採取法（昭和43年法律第74号）	第16条の規定による採取計画の認可の申請	申請の日
	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）	第15条の2第1項の規定による農用地区域内の開発行為の許可の申請	申請の日
	環境影響評価法	第15条の規定による準備書等の送付	送付の日
	東京都環境影響評価条例	第48条の規定による評価書案等の提出	提出の日
	東京における自然の保護と回復に関する条例	第47条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
		第48条第1項の規定による土地の形質を変更する行為の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前
条例第10条第2項第2号の屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）	第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
		第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請	申請の日
	行為の着手		着手する日の30日前

別表第2略

別表第3略

様式略

関係法令の確認

届出等にあたり、関係法令の確認先は以下のとおりです。

関係法令	関係機関
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	調布市都市整備部建築指導課
東京都環境影響評価条例	東京都環境局総務部環境政策課
環境影響評価法	
鉱業法	経済産業省関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課
森林法	東京都森林事務所（保安林内の立木の伐採等の許可の申請）
宅地造成等規制法	東京都多摩建築指導事務所開発指導2課
河川法（野川、仙川、入間川）	東京都北多摩南部建設事務所管理課
河川法（多摩川）	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所多摩出張所
砂利採取法及び採石法	東京都産業労働局商工部地域産業振興課
東京における自然の保護と回復に関する条例	東京都多摩環境事務所自然環境課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	東京都多摩環境事務所廃棄物対策課
屋外広告物条例	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

登録番号
(刊行物番号)

2026-119

調布市景観計画 届出の手引き

発行日 令和 8 (2026) 年 9 月 改定

発 行 調布市

編 集 都市整備部 まちづくり推進課

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1

TEL 042-481-7442